

～幼児教育・保育無償化に関する申請等について～（認可外保育施設）

1. 制度の概要

令和元年10月より幼児教育・保育無償化制度が開始することにより、保育所、幼稚園や認定こども園に通う就学前児童の利用料が無償化の対象となります。また、認可外保育施設に通う児童の利用料も無償化の対象となりますが、対象となるためには認定申請を行う必要があります。

具体的にどのような費用が無償化の対象となるかは次のとおりです。

費用の種類	無償化対象範囲	備考
月額利用料 (保育料)	保育の必要性がある児童で月額3.7万円(住民税非課税世帯の3歳未満児は4.2万円)を上限として無償化の対象。 保育料以外の実費(給食費、教材費、保護者会費等)は対象外	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります
給食費	無償化対象外	
その他の認可外保育施設、一時保育、病児保育等	保育の必要性がある児童については、在園施設を含めて月額3.7万円(住民税非課税世帯の3歳未満児は4.2万円)を上限に無償化の対象※	保育認定申請と償還払いの請求申請が必要となります

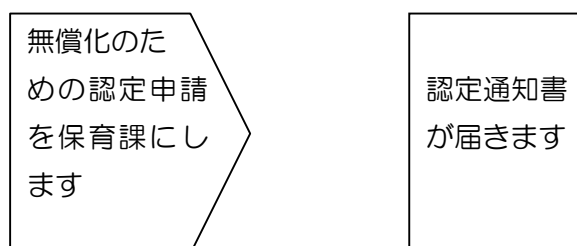
※ 在園施設の無償化対象分のみで上限額に達している場合は、他の施設を利用しても無償化の対象とはなりません

2. 施設等利用給付認定申請の対象者

保護者が一宮市に住民登録をしており、対象施設を利用する児童が対象となります。保育の必要性がある児童は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定様式その2)」に加えて保護者の事由ごとに添付書類が必要となります。

なお、3歳未満児は住民税非課税世帯のみ対象となりますので、それ以外の世帯の3歳未満児は申請の必要はありません。

3. 手続きの流れ



◎初めて認定を受ける場合は、「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(認定様式その2)」と添付書類一式を一宮市役所保育課(本庁舎9階)へご提出ください。

4. 保育認定のための必要書類

認可外保育施設を利用する保育が必要な児童については、事由ごとに父母それぞれの必要書類があります。必要書類の一覧は次のとおりです。

事由	内容	必要な書類
就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、月60時間以上の全ての就労	<p>【外勤の場合】 就労(採用内定)証明書(①) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可 ※育児休業から復帰される方については、就労(採用内定)証明書(①)のご提出をお願いします。 兄弟で申込みの場合は1枚でも可</p> <p>【自営業の場合】 自営就労申立書(②) 就労に変更がないときは、源泉徴収票または確定申告の控(*)のコピーを提出しても可</p>
母親の出産	母親が出産の前後(産前3か月・産後2か月)の場合	申立書(③) + 母子健康手帳(出産予定日がわかるページと表紙のコピー)
病気等	病気、心身に障害のある場合	申立書(③) + 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等状態がわかるもののコピーまたは診断書(コピーでも可)
病人の看護等	家族が長期間の病気や心身に障害があるため、保護者がいつもその看護にあたっている場合	申立書(③) + 看護対象者の診断書等状態の分かるもの(コピーでも可)
災害等	火災・風水害・震災等で家屋を損失、破損したため、その復旧にあたっており、児童の保育ができない場合	申立書(③) + 災害復旧にあつていることがわかる書類
求職活動	起業準備を含む	求職活動申立書(⑤)※(3歳未満児のみ、3～5歳児は不要)
在学、職業訓練	職業訓練校等における職業訓練を含む	申立書(③) + 在学証明書または学生証(コピーでも可)
児童虐待、DV	児童虐待やDVの恐れがある場合	
育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合	育児休業証明書(④) 兄弟で申込みの場合は1枚でも可
その他	上記に類する状態にあると一宮市長が認めた場合	

* 確定申告の控えは、就労先の名称、業種等が記載されているページの写しが必要

* 認定されると認定通知書が交付されます。

5. 利用料の請求申請について

保育の必要性があり保育認定を受けている児童が認可外保育施設を利用した場合（施設が実施する一時保育や病児保育も含む）、月額3.7万円（住民税非課税世帯の3歳未満児は4.2万円）を上限に無償化の対象となります。申請の流れは以下の通りです。

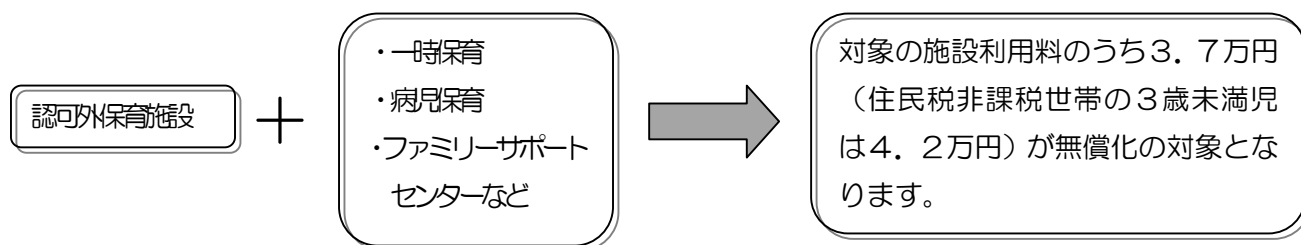
- ① 保育課より3カ月に一度「施設等利用費請求書（請求書様式その4）」をお送りしますので、請求書にご記入ください。
- ② 記入した「施設等利用費請求書（請求書様式その4）」と、施設が発行した「領収証（請求書様式その7-1-2）」と「提供証明書（請求書様式その7-2）」を施設へ提出します。平日に幼稚園に通っており、一時的に認可外保育施設を利用している児童については、認可外保育施設の利用料が無償化の対象にならない場合もありますが、書類一式を在園の幼稚園にご提出ください。
- ③ 施設より保育課へ提出の後、無償化対象分が請求書に記入した口座に振り込まれます。

※申請は4半期ごとに行い、その翌月末が提出期限となります。（例 令和元年10月～12月分は令和2年1月末が期限）

※認可外保育施設以外に他の認可外保育施設や病児保育等を利用している場合は「6. 他の施設を利用している場合」をご覧ください。

6. 他の施設を利用している場合

認可外保育施設での利用料が月額上限額（3歳児から5歳児は月額3.7万円、住民税非課税世帯の3歳未満児は月額4.2万円）未満の場合に、病児保育など他の施設の利用料が限度額の範囲内で無償化の対象となります。対象となる施設の利用例は以下のとおりです。申請には、認可外保育施設利用分の申請に必要な書類のほか、それぞれの施設で発行された「領収証（請求書様式その7-1-2）」や「提供証明書（請求書様式その7-2）」が必要（ファミリーサポートセンターを利用した場合は「活動報告書」も必要）となります。



＊問い合わせ先＊

一宮市役所 こども部 保育課
入所・施設管理グループ

TEL (0586) 28-9024 (直通)